

むつ市運賃協議分科会設置要綱

令和6年12月13日制定

(設置)

第1条 むつ市運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第7条第1項に規定する運賃協議分科会として設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法第9条第4項に規定する運賃等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、運賃協議分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 協議会要綱第3条第2項第1号に規定する者
- (2) 協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 協議会要綱第3条第2項第4号に規定する者
- (4) 協議会要綱第3条第2項第5号に規定する者

(会長)

第4条 運賃協議分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、運賃協議分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運賃協議分科会の運営)

第5条 運賃協議分科会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 運賃協議分科会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 運賃協議分科会の議決を要する事項については、出席委員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決することとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 会長は、緊急の必要があり運賃協議分科会を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるときは、書面にて協議することができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 運賃協議分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 運賃協議分科会の庶務は、むつ市の公共交通政策に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。